

学校給食食材モニタリング調査委員会

1 目的

指定した3市町教育委員会と連携し、給食一食分に含まれる放射性物質の有無と量を継続的に集約し、県下の学校給食に含まれる放射性物質の有無や量を把握する。また、文部科学省とも情報を共有し、全国における本県の状況を把握する。

2 設置要綱及び委員

平成24年度学校給食モニタリング事業調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災における原子力災害により、放射性物質が拡散し農作物等への影響が生じ、学校給食においても、安全・安心の確保が求められているところである。そこで、児童生徒等により一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食モニタリング事業を実施することとし、より効果的な実施のために、実施方法や検査結果等について協議する静岡県学校給食モニタリング事業調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 調査委員会では、次に掲げる事項について協議・検討する。

- (1) 調査内容・方法に関すること。
- (2) 学校や保護者への説明方法及び結果の公表等に関すること。

(組織及び委員)

第3条 調査委員会は、有識者、学校給食関係者、静岡県及び静岡県教育委員会関係者をもって別表のとおり組織する。

2 委員は別表のとおりとする。

(委員長等)

第4条 調査委員会には、委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在のとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、平成24年8月1日から平成25年3月29日までとする。

(庶務)

第6条 調査委員会の庶務は、県教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

平成 24 年度学校給食モニタリング事業調査委員会委員

【委員長】

所 属	職 名
静岡県立大学大学院生活健康科学研究科 環境科学研究所 光環境生命科学研究室	准 教 授

【委 員】

所 属	職 名
静岡県健康福祉部生活衛生局食品監視班	班 長
藤枝市立北部学校給食センター (藤枝市立瀬戸谷中学校)	主 査
静岡県教育委員会 学校教育課	課 長
	課長補佐兼健康・安全班長
	主席指導主事

【事務局】

所 属	職 名
静岡県教育委員会 学校教育課	指導主事
	指導主事
	主 幹
	主 任

3 経過

第 1 回 平成 24 年 8 月 1 日(水)

- ア 事業のし趣旨について
- イ 静岡県学校給食モニタリング事業実施要項について
- ウ 検査実施市町の選定について
- エ 検査計画について

第 2 回 平成 24 年 3 月 1 4 日(木)

- ア モニタリング事業の報告
- イ 意見交換
- ウ 次年度について